

議案説明資料

令和8年第1回市議会（定例会）

議案第1号 令和7年度福岡市一般会計補正予算案 … P 1

議案第15号 福岡市総合図書館の指定管理者の指定について … P 9

議案第23号 和解について … P 15

令和8年2月
教 育 委 員 会

議案第1号 令和7年度 福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

一 令和7年度 福岡市一般会計補正予算事項別説明書(教育委員会所管分)

(歳入)

| 予算案 説明書 ページ | 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------------|----------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 7 | 19款 国 庫 支 出 金 | 2項 国 庫 补 助 金 | 11目 教 育 費 国 庫 补 助 金 | 千円 3,584,096 | 千円 2,860,249 | 千円 6,444,345 |
| 13 | 26款 市 債 | 1項 市 債 | 11目 教 育 債 | 6,374,000 | 9,693,000 | 16,067,000 |
| 14 | | | | | | |
| | そ の 他 の 科 目 (本 补 正 外) | | | 12,572,287 | — | 12,572,287 |
| | 合 計 | | | 42,826,057 | 12,553,249 | 55,379,306 |

説 明

学校施設環境改善交付金 2,888,574千円
学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく交付金の追加

新しい地方経済・生活環境創生交付金 △28,325千円
新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱に基づく交付金の減額

学校建設債 9,564,000千円
学校建設事業に充当する起債の追加

デジタル活用推進事業債 129,000千円
デジタル活用推進事業に充当する起債の追加

(歳出)

| 予算案 説明書 ページ | 款項目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額 | |
|-------------------|-------------|-------------------|------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| | | | | | 特定 | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 |
| | 12款 教育費 | 千円 156,507,387 | 千円 13,873,780 | 千円 170,381,167 | 千円 2,860,249 | 千円 9,693,000 |
| 42 | 1項 教育総務費 | | | | | |
| ・ | 1目 教委員会費 | 14,684,837 | 293,829 | 14,978,666 | △28,325 | 112,000 |
| 43 | | | | | | |
| 44 | 2項 小・中学校管理費 | | | | | |
| ・ | 1目 小学校管理費 | 58,982,116 | — | 58,982,116 | — | 11,000 |
| 45 | | | | | | |
| 44 | 2項 小・中学校管理費 | | | | | |
| ・ | 3目 中学校管理費 | 31,662,674 | — | 31,662,674 | — | 5,000 |
| 45 | | | | | | |
| 44 | 3項 小・中学校建設費 | | | | | |
| ・ | 1目 小学校建設費 | 11,093,391 | 8,235,957 | 19,329,348 | 1,823,692 | 5,686,000 |
| 45 | | | | | | |

| の 財 源 内 訳 | | | 説 明 |
|-----------|------------|-----------|--|
| 財 源 | 一般財源 | | |
| その 他 | 計 | | |
| 千円 | 千円 | 千円 | |
| — | 12,553,249 | 1,320,531 | <p>1. 教育委員会費</p> <p>○ 一般職職員給与費等の追加 293,829 千円</p> <p>ア 一般職職員 112,361 千円 イ 教職員 181,468 千円</p> <p>○ 事務局の運営及び一般事務に要する経費</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 △ 28,325 千円 新しい地方経済・生活環境創生交付金 (26) 市債 112,000 千円 デジタル活用推進事業債]</p> |
| — | 83,675 | 210,154 | <p>2. 小学校管理費</p> <p>○ 管理運営費</p> <p>〔 関連歳入 (26) 市債 11,000 千円 デジタル活用推進事業債]</p> |
| — | 11,000 | △11,000 | <p>3. 中学校管理費</p> <p>○ 管理運営費</p> <p>〔 関連歳入 (26) 市債 5,000 千円 デジタル活用推進事業債]</p> |
| — | 5,000 | △5,000 | <p>4. 小学校建設費</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 8,077,114 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 1,813,479 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 5,538,000 千円 学校建設債]</p> |
| — | 7,509,692 | 726,265 | <p>○ 学校規模適正化事業の追加 158,843 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 10,213 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 148,000 千円 学校建設債]</p> |

| 予算案 説明書 ページ | 款項目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額 | |
|-------------------|----------------------------|-------------|------------|-------------|-----------|-----------|
| | | | | | 特定期 | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 |
| 46 ・ 47 | 3項 小・中学校建設費 2目 中学校建設費 | 5,681,774 | 4,901,238 | 10,583,012 | 951,539 | 3,557,000 |
| | | | | | — | — |
| 46 ・ 47 | 4項 高等学校費 1目 高等学校管理費 | 4,292,655 | — | 4,292,655 | — | 300 |
| | | | | | — | — |
| 46 ・ 49 | 5項 特別支援学校費 1目 特別支援学校管理費 | 11,113,740 | 442,756 | 11,556,496 | 113,343 | 321,700 |
| | | | | | — | — |
| | その他の科目 (本補正外) | 18,996,200 | — | 18,996,200 | — | — |
| 合 計 | | 156,507,387 | 13,873,780 | 170,381,167 | 2,860,249 | 9,693,000 |

| の 財 源 内 訳 | | | 説 明 | | |
|---|------------|-----------|--|----------------|---|
| 財 源 | 計 | 一般財源 | | | |
| その他 | | | | | |
| — | 4,508,539 | 392,699 | <p>5. 中学校建設費</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 4,901,238 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 951,539 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 3,557,000 千円 学校建設債]</p> | | |
| — | 300 | △300 | <p>6. 高等学校管理費</p> <p>○ 管理運営費</p> <p>〔 関連歳入 (26) 市債 300 千円 デジタル活用推進事業債]</p> | | |
| — | 435,043 | 7,713 | <p>7. 特別支援学校管理費</p> <p>○ 管理運営費</p> <p>〔 関連歳入 (26) 市債 700 千円 デジタル活用推進事業債]</p> <p>○ 校舎等整備費の追加 442,756 千円</p> <p>〔 関連歳入 (19) 国庫支出金 113,343 千円 学校施設環境改善交付金 (26) 市債 321,000 千円 学校建設債]</p> | | |
| — | — | — | <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業概要(補正の内容・理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員・教職員における退職手当の過不足額の調整及び国の補正に伴い、長寿命化改良や外壁改修事業等に係る経費について、計上するもの。</td> </tr> </tbody> </table> | 事業概要(補正の内容・理由) | 一般職員・教職員における退職手当の過不足額の調整及び国の補正に伴い、長寿命化改良や外壁改修事業等に係る経費について、計上するもの。 |
| 事業概要(補正の内容・理由) | | | | | |
| 一般職員・教職員における退職手当の過不足額の調整及び国の補正に伴い、長寿命化改良や外壁改修事業等に係る経費について、計上するもの。 | | | | | |
| — | 12,553,249 | 1,320,531 | | | |

二 繰越明許費補正

| 款 | 項 | 目 | 事業名 |
|----------|-------------|--------------|------------|
| (12) 教育費 | 3. 小・中学校建設費 | 1. 小学校建設費 | 校舎等整備事業(小) |
| (12) 教育費 | 3. 小・中学校建設費 | 1. 小学校建設費 | 学校規模適正化事業 |
| (12) 教育費 | 3. 小・中学校建設費 | 2. 中学校建設費 | 校舎等整備事業(中) |
| (12) 教育費 | 5. 特別支援学校費 | 1. 特別支援学校管理費 | 校舎等整備事業 |

三 地方債補正

| 起債の目的 | 限度額 | |
|-------------|-----------------|------------------|
| | 補正前 | 補正後 |
| 学校建設債 | 千円 5,647,000 | 千円 15,211,000 |
| デジタル活用推進事業債 | - | 129,000 |

| 関 係 予 算 額 | 繰 越 額 | | 繰 越 事 由 |
|------------------|---------|-----------------|---------------------------------|
| | 補 正 前 | 補 正 後 | |
| 千円 17,270,156 | 千円 — | 千円 8,892,720 | 国庫補助の内示及び工期の都合等により、年度内に完了しないため。 |
| 2,051,078 | — | 162,217 | 国庫補助の内示及び工期の都合等により、年度内に完了しないため。 |
| 10,043,619 | — | 5,188,512 | 国庫補助の内示及び工期の都合等により、年度内に完了しないため。 |
| 765,943 | — | 530,104 | 国庫補助の内示及び工期の都合等により、年度内に完了しないため。 |

| 説 明 |
|----------------------|
| 学校建設事業に充当する起債の追加 |
| デジタル活用推進事業に充当する起債の追加 |

議案第 15 号 福岡市総合図書館の指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市総合図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市総合図書館（分館を除く。）

(2) 指定管理者に指定する者

よかたい図書館共同事業体

〔 代表者 東洋ビル管理株式会社
 西鉄ビルマネージメント株式会社 〕

(3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 主な業務の内容

① 施設の管理に関する業務

（建物・駐車場等施設の管理及び保守、附帯設備の維持管理、清掃、環境衛生管理等）

② 施設の運営に関する業務

（施設の利用案内業務、会議室・駐車場の利用許可・使用料の徴収等に関する業務、常駐警備、入館者の利便サービス 等）

③ 指定管理者企画事業

※ 図書サービス事業（図書資料等を収集・整理・保存して市民の利用に供すること、利用相談、調査研究等）は、教育委員会が行う。

(2) 主な応募資格

- ① 福岡市内に事業所を置く法人その他の団体又は複数の団体により構成される共同事業体であること。
- ② 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び福岡市税を滞納していないこと。

(3) 応募者

2 団体(応募者数)

| 応募団体名 | 代表団体(◎)、構成団体 |
|----------------|-----------------|
| よかたい図書館共同事業体 | ◎東洋ビル管理株式会社 |
| | 西鉄ビルマネージメント株式会社 |
| からくさ総合図書館共同企業体 | ◎株式会社ザイマックス九州 |
| | 株式会社日比谷花壇 |

(4) 福岡市総合図書館に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員 5 名 (五十音順)

| 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|-------|-------|--------------------|
| 学識経験者 | 柴田 久 | 福岡大学工学部 教授 |
| 財務専門家 | 武石 誠司 | 福岡県中小企業診断士協会 理事 |
| 市職員 | 宮川 有希 | 福岡市職員(市民局男女共同参画部長) |
| 学識経験者 | 矢崎 美香 | 九州女子大学人間科学部 元准教授 |
| 施設利用者 | 八尋 理恵 | 福岡おはなしの会 運営委員 |

(5) 募集・選定経過

- ① 第1回選定・評価委員会 令和7年6月18日
(募集要項及び選定基準の決定)
- ② 募集要項配布 令和7年6月26日から同年8月20日まで
- ③ 応募書類の受付 令和7年7月30日から同年8月20日まで
- ④ 第3回選定・評価委員会 令和7年9月2日
(ヒアリング及び審査)

(6) 指定管理料の上限額

令和8年度 191,358千円

4 選定結果

(1) 選定基準

| 選定基準 | 評価の観点 | | 配点 |
|---|--------------------------------|--|-----|
| 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること | 施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等 | 公の施設の管理・運営について理解し、意欲をもっているか 図書館の設置目的を理解したうえで、効果的な管理・運営方針を提案し、かつ、目標を設定しているか | 10 |
| 総合図書館の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること | 利用者に対するサービスの質の確保及び向上 | 利用者ニーズを的確に把握し、管理・運営に反映させる工夫があるか。サービスの向上に効果的な提案をしているか 利用者等からの苦情等を把握し、対処する方法がとられているなど、公平な利用を図るための取り組み姿勢があるか | 20 |
| | 提案額・経費縮減効果 | 予算額の積算根拠が適切であり、収支計画に妥当性があるか 経費を縮減するための工夫がなされているか | 10 |
| 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること | 管理責任体制及び要員配置計画 | 組織や管理・運営体制が明確に示され、必要な資格や経験等を有する職員など、十分な要員配置が行われているか 業務の年間スケジュールは的確で効果的効率的であるか | 50 |
| | 施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容 | 施設の維持管理や警備の内容が的確で効果的、効率的であるか 業務の一部を委託する場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小となるように工夫されているか 総合図書館と同規模の公の施設の管理・運営の業務実績や必要なノウハウがあり、確実に実行可能な提案内容となっているか | |
| | 職員の育成計画 | 必要な研修体制が具体的かつ効果的に講じているか | 40 |
| | 危機管理・安全対策 | 事故災害発生時に対する危機管理体制や、安全対策がとられているか | |
| | 個人情報の保護 | 個人情報保護への取り組みがなされているか | |
| | 環境への配慮 | 環境配慮その他福岡市の施策に貢献する取り組みを提案しているか | |
| | 安定的な経営基盤 | 経営状況が良好で、安定的な管理・運営が可能となる財政的基盤を有しているか | |
| その他 | 地場中小企業の育成 | 福岡市に主たる事業所を有する地場企業であり、かつ中小企業基本法に定める中小企業であるか | 20 |
| | 近隣地域との連携 | 図書館近隣地域との連携や貢献についての提案があるか | |
| | 指定管理者企画事業 | 利用者サービスや施設の魅力向上のために効果的な、指定管理者企画事業を提案している | |
| 合 計 | | | 150 |

- ※ 配点の合計 150 点満点中、90 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しない。
- ※ 現在の指定管理者については、インセンティブ・ペナルティ制度に基づき、加減点(±7.5 点を限度とする。)を付ける。

(2) 選定・評価委員会による採点結果

| 応募団体名 | | 【候補者】 よかたい図書館 共同事業体 | 【次点候補者】 からくさ総合図書館共同企業体 |
|---|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 選定基準 | 評価の観点 | 配点 | 点数 |
| 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること | 施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等 | 10 | 8.6 |
| 総合図書館の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること | 利用者に対するサービスの質の確保及び向上 | 20 | 14.8 |
| | 提案額・経費縮減効果 | 10 | 7.4 |
| 総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること | 管理責任体制及び要員配置計画 | 50 | 39.6 |
| | 施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容 | | |
| | 職員の育成計画 | 40 | 28.6 |
| | 危機管理・安全対策 | | |
| | 個人情報の保護 | | |
| | 環境への配慮 | | |
| | 安定的な経営基盤 | | |
| その他 | 地場中小企業の育成 | 20 | 12.6 |
| | 近隣地域との連携 | | |
| | 指定管理者企画事業 | | |
| 合計 | | 150 | 117.8 |
| インセンティブ・ペナルティ | | ± 7.5 | + 5.0 ※ 0.0 |
| 評価点 | | | 122.8 |
| | | | 101.2 |

※ 当応募団体は、現指定管理者（共同事業体）を構成する3団体のうち、2団体による共同事業体である。現指定管理者としてのインセンティブ 7.5 点のうち、今回の応募団体に対する加算点は 5 点 (7.5 点×2 団体／3 団体=5 点)とした。

(3) 講評

「よかたい図書館共同事業体」は、総合図書館の持つべき機能を正しく理解しており、適正な業務遂行が期待できる。過ごしやすい施設環境の整備など、施設利用者への細やかな心遣いが評価できる。

また、企画事業は派手ではないものの、利用者の興味を引くやり方を工夫している。

チャリティーバザーなどを通じた地域貢献の姿勢を強く持っている団体である。

(4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する選定・評価委員会の評価及び講評を踏まえ、「よかたい図書館共同事業体」を指定管理者の候補者として決定した。

【参考資料】福岡市総合図書館（本館） 概要

(1) 設置目的

市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、福岡市総合図書館を設置する（福岡市総合図書館条例第1条）。

(2) 施設の概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 福岡市早良区百道浜三丁目7番1号 |
| 設置年月日 | 平成8年6月29日 |
| 敷地面積 | 19,818 m ² |
| 延床面積 | 24,120 m ² |
| 施設構造 | 鉄筋コンクリート造、地上5階建 |
| 開館時間 | 午前10時から午後8時まで (日曜及び休日は午前10時から午後7時まで) |
| 休館日 | 毎週月曜日（休日の場合は翌平日）、毎月末日（土日月曜日、休日の場合は翌平日）、12月28日から翌年1月4日まで、図書資料等の特別整理期間 |
| 蔵書冊数 | 1,294,818冊（令和6年度末現在） |

(3) 利用状況

| | |
|------|-----------------|
| 入館者数 | 601,486人（令和6年度） |
| 貸出冊数 | 867,120冊（令和6年度） |

(4) 管理運営

平成28年4月1日から指定管理者制度を導入

(5) 令和6年度 指定管理料 決算額

168,396,360円

議案第 23 号 和解について

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の学校事故に係る損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 事件名

福岡地方裁判所に係属中の損害賠償請求事件

2 和解の当事者

(1) 原告

市立中学校の生徒であった者

(2) 被告

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市

市立中学校の生徒であった者（以下「生徒 A」という。）及びその両親

3 事件の概要

- (1) 市立中学校の野球部に所属していた原告は、第 2 学年次の令和 4 年度、同部の生徒 A から、野球のスパイクで足を蹴られ、また、ゲームのアカウントを原告が使用できない状態にした上で使用される行為を受けた。
- (2) 原告は、令和 5 年 10 月 4 日、生徒 A が原告に対して行った前号に掲げる行為等は原告の身体及び精神を著しく侵害する不法行為であること、生徒 A の両親が生徒 A を監督すべき義務を怠ったこと、市立中学校の教職員が教育活動を行うに当たり、いじめその他の加害行為から原告の心身の安全を守り、原告が良好な学校生活を送ることができる環境を整備すべき義務を怠ったことにより原告に精神的苦痛を与えたことを理由に、本市並びに生徒 A 及びその両親を被告として、福岡地方裁判所に対し、金 3,300,000 円の損害を連帶して賠償するよう求める訴えを提起した。
- (3) 本市は、原告と生徒 A との間のトラブルに対して事実確認や双方の関係性の調整等を適切に行ってことから、法律上の義務違反は認められないことを理由に応訴していたが、令和 7 年 12 月 25 日、福岡地方裁判所から和解案が提示された。
- (4) 本市としては、損害賠償の義務を負うことなく紛争の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解案に応じるものである。

4 和解条項

- (1) 被告生徒 A は、原告に対し、原告の使用していたゲームのアカウントのパスワードを変更して原告が使用できない状態にした上で 1 か月余りにわたってそのアカウントを使用したこと及び野球のスパイクで原告の足を蹴ってけがをさせたことにより精神的肉体的苦痛を与えたことを真摯に反省し謝罪する。
- (2) 本市は、いじめ防止対策推進法、福岡市いじめ防止基本方針及び市教育委員会策定のいじめ対応マニュアル等に沿い、いじめに対する適切な対応を継続してしていくことを約束する。

- (3) 被告生徒Aは、原告に対し、損害賠償金として 30 万円の支払義務があることを認め る。
- (4) 被告生徒Aは、前号の金員を、令和8年3月31日限り、原告の指定する口座に振り込 む方法により支払う。なお、振込手数料は、被告生徒Aの負担とする。
- (5) 原告及び被告ら（本市並びに生徒A及びその両親をいう。以下同じ。）は、正当な理由 がある場合を除き、本件紛争及び本和解条項の内容を第三者に口外しないことを相互に 約束する。
- (6) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (7) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもの のほか、何らの債権債務がないことを、相互に確認する。
- (8) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解に応じる理由（3、(4)関係）

- (1) 原告やその保護者の求めに応じて生徒への聴き取り調査等適切な対応をしているとの 本市の主張が認められて、本市が原告に対して損害を賠償する責任を負うことがないこ と。
- (2) 早期に訴訟を終結させて、原告側の精神的、経済的な負担軽減を図る必要性があるこ と。